

2021年9月1日

お客様各位

(一社) 佐賀県労働者福祉協議会
理事長 井手 雅彦
[公印省略]

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段紙型（トラベルクーポン）の払戻しのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年8月31日に取扱い（サービス）を終了した、当法人発行の前払式支払手段紙型（トラベルクーポン）について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

■ 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

- ・ 一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会

■ 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

- ・ 紙型トラベルクーポン 1,000円券、5,000円券、10,000円券

■ 払戻しの申出期間

- ・ 令和3年9月1日（水）から令和3年12月24日（金）まで
※当該申出期間内に申出をいただかなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

■ 申出の方法

- ・ 申出いただいたお客様へ、当法人より「払戻申込書」と振込依頼書および返信用封筒を送付いたします。

送付の「払戻申込書」に次の必要事項をご記入ください。

1. お客様のご氏名・ご住所・ご連絡先
2. 未使用トラベルクーポンの番号・枚数・金額
3. 払戻金の振込先金融機関口座等

（日本国内にある本店・支店に限ります。また、ゆうちょ銀行は除きます。）

- ※ 必ず未使用トラベルクーポンを同封のうえ、返信用封筒（簡易書留・郵送料当法人負担）をご利用いただき、最寄りの郵便局で手続きをお願いいたします。（令和3年12月24日（金）消印有効とさせていただきます。）

■ 払戻しの方法

- ・ お客様が「払戻申込書」にご記入された金融機関の口座に、未使用の額面全額を払戻しいたします。振込手数料は当法人が負担いたします。

■ 払戻しに関する申出およびお問合せ先

一般社団法人佐賀県労働者福祉協議会 勤労者旅行会 松岡・小川まで
〒840-0804 佐賀県佐賀市神野東四丁目7番3号
TEL:(0952)32-1243 FAX:(0952)32-1224
(平日:09:00~17:30、土日祝日:休み)